## 〇内閣官房告示第二号

国会議事堂、 内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上

空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第三条第一項及び第二項の

規定に基づき、 対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

## 内閣官房の庁舎であって東京都千代田区永田町一丁目六番一号に所在するもの

東京都港区  一次び三番並びに虎ノ門二丁目一を表現一丁目一番から六番まで、	教施設周辺地域対象施設の敷地	東京都千代田区	<ul><li>で及び霞が関三丁目</li><li>で及び霞が関三丁目</li><li>番から七番まで、永田町二丁目二番から七番ま</li><li>永田町一丁目六番(次の図面に示す部分に限る。)</li></ul>
及び三番並びに虎ノ門二丁目一赤坂一丁目一番から六番まで、	一般周辺地域が施設に係る対	T	<ul><li>で及び霞が関三丁目</li><li>水田町一丁目二番から七番まで、</li></ul>
		東京都港区	及び三番並びに虎ノ門二丁目一番赤坂一丁目一番から六番まで、八

「次の図面」 は省略し、 その図面を内閣官房に備え置いて縦覧に供する。

側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる

道路 (道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。 以

下同じ。) の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に

接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるも

のとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、 対象施設の敷地及び対象施設に

係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

内閣官房の庁舎であって東京都千代田区永田町二丁目四番十二号に所在するもの

赤坂一丁目一番、三番から六番まで、八番及び九番並びに赤坂	東京都港区	
三丁目七番		象施設周辺地域
お記にに乗りには、一般を記しまに、    おりにはいる    おりには    おりに    もりに    もり	東京都千代田区	対象施設に係る対
永田町二丁目四番(次の図面に示す部分に限る。)	東京都千代田区	対象施設の敷地

## 備考

「次の図面」 は省略し、その図面を内閣官房に備え置いて縦覧に供する。

側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる

道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。 以

下同じ。)の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に

接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、 対象施設周辺地域に含まれるも

のとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、 対象施設の敷地及び対象施設に

係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。